

藤沢市奨学金給付規則の一部改正について  
藤沢市奨学金給付規則を次のように改正する。

2023年（令和5年）5月18日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2023年（令和5年）6月1日

提案理由

この議案を提出したのは、申請資格の見直しを行いさまざまな事情に対応するとともに、奨学金給付制度への継続申請手続きを行う際の負担を軽減するため、所要の改正をする必要による。

藤沢市奨学金給付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

## 藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市奨学金給付規則の一部を改正する規則

藤沢市奨学金給付規則（平成29年藤沢市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項各号のいずれかに該当するものであって、教育長が特別な事情のあるものとして認めたものは奨学生とすることができる。

第5条第1項中「（第1号様式）」を削り、同項第4号中「（第2号様式）」を削る。

第6条第2項中「（第3号様式）」を削り、同条第4項中「（第4号様式）」を削り、同条第5項中「（第5号様式）」を削る。

第8条第1項中「（第6号様式）」を削り、同項第2号中「在学証明書」の次に「又は学生証の写し」を加え、同項第3号中「同一世帯内」を「生計を同一にしている同一世帯内」に改め、「書類」の次に「の取得に関する同意書」を加え、同項第4号中「世帯全員」を「生計を同一にしている世帯全員」に改め、「写し」の次に「の取得に関する同意書」を加え、同条第2項中「（第7号様式）」を削り、同条第3項中「（第5号様式）」を削る。

第9条中「（第8号様式）」及び「（第9号様式）」を削る。

第10条第2項中「（第10号様式）」を削る。

第14条第2項中「（第11号様式）」を削る。

第16条の次に次の1条を加える。

（様式）

第17条 この規則の規定により必要とする書類の様式は、教育委員会が別に定め

る。

第1号様式（第5条関係）から第11号様式（第14条関係）までを削る。

附 則

この規則は、令和5年6月1日から施行する。

藤沢市奨学金給付規則(平成29年教育委員会規則第4号)新旧対照表

| 改正後（案）  | 現行  |
|---|---|
| <p data-bbox="338 411 694 448">○藤沢市奨学金給付規則</p> <p data-bbox="253 517 342 553">(中略)</p> <p data-bbox="282 624 468 660">(給付の条件)</p> <p data-bbox="253 676 1122 758">第2条 奨学金の給付を受ける者(以下「奨学生」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p data-bbox="282 775 1126 1046">(1) 奨学金給付申請年度の4月1日時点において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に1年以上記録されている者、1年以上本市の生活保護を受給している者又は市内の児童養護施設等に1年以上入所している者若しくは1年以上入所していた者で退所から2年を経過しない者</p> <p data-bbox="282 1064 1126 1145">(2) 奨学金給付申請年度の4月1日時点において、20歳未満である者</p> <p data-bbox="282 1163 1126 1339">(3) 奨学金給付申請の次年度に、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(大学院を除く。)、専門職大学(専門職大学院を除く。)、短期大学、専門職短期大学若しくは専修学校の専門課程に進学する者又は高等専門学校の</p> | <p data-bbox="1234 411 1590 448">○藤沢市奨学金給付規則</p> <p data-bbox="1149 517 1238 553">(中略)</p> <p data-bbox="1178 624 1364 660">(給付の条件)</p> <p data-bbox="1149 676 2018 758">第2条 奨学金の給付を受ける者(以下「奨学生」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p data-bbox="1178 775 2033 1046">(1) 奨学金給付申請年度の4月1日時点において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に1年以上記録されている者、1年以上本市の生活保護を受給している者又は市内の児童養護施設等に1年以上入所している者若しくは1年以上入所していた者で退所から2年を経過しない者</p> <p data-bbox="1178 1064 2033 1145">(2) 奨学金給付申請年度の4月1日時点において、20歳未満である者</p> <p data-bbox="1178 1163 2033 1339">(3) 奨学金給付申請の次年度に、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(大学院を除く。)、専門職大学(専門職大学院を除く。)、短期大学、専門職短期大学若しくは専修学校の専門課程に進学する者又は高等専門学校の4年</p> |

4年生に編入する者

- (4) 学業成績が優秀で修学意欲がある者
- (5) 経済的な理由により修学が困難であると認められる者

2 前項の規定にかかわらず、同項各号のいずれかに該当するものであって、教育長が特別な事情のあるものとして認められたものは奨学生とすることができる。

(中略)

(申請の手続)

第5条 奨学金の給付を受けようとする者は、奨学金給付申請書\_\_\_\_\_に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 在籍中若しくは卒業した学校又は高等学校卒業程度認定試験の成績を証明できる書類
  - (2) 同一世帯内で所得のある者全員の所得を証明できる書類
  - (3) 世帯全員の住民票の写し
  - (4) 奨学金受給者推薦調書\_\_\_\_\_
  - (5) その他教育委員会が必要とする書類
- (奨学生の内定及び決定)

生に編入する者

- (4) 学業成績が優秀で修学意欲がある者
- (5) 経済的な理由により修学が困難であると認められる者

(中略)

(申請の手続)

第5条 奨学金の給付を受けようとする者は、奨学金給付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 在籍中若しくは卒業した学校又は高等学校卒業程度認定試験の成績を証明できる書類
  - (2) 同一世帯内で所得のある者全員の所得を証明できる書類
  - (3) 世帯全員の住民票の写し
  - (4) 奨学金受給者推薦調書(第2号様式)
  - (5) その他教育委員会が必要とする書類
- (奨学生の内定及び決定)

第6条 教育委員会は、藤沢市奨学金給付審査委員会の審議を経て、奨学生を内定する。

- 2 教育委員会は、奨学金の給付を内定したときは、教育委員会は奨学金受給者内定通知書\_\_\_\_\_により奨学生に通知する。
- 3 前項の規定により奨学金受給者内定通知を受けた者は、大学等に合格したときは、速やかに大学等の合格を証明できる書類及び入学金等が明記された書類を教育委員会に提出しなければならない。
- 4 教育委員会は、提出された書類により奨学金の給付について審査し、給付を決定したときは、奨学金受給者決定通知書\_\_\_\_\_により奨学生に通知する。
- 5 前項の規定により奨学金受給者決定通知を受けた者は、速やかに奨学金請求書兼振込先口座届出書\_\_\_\_\_を教育委員会に提出しなければならない。

(中略)

(継続手続)

第8条 奨学生は、奨学金の給付を継続して受けようとする場合は、教育委員会が指定する日までに、奨学金継続申請書\_\_\_\_\_に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出し

第6条 教育委員会は、藤沢市奨学金給付審査委員会の審議を経て、奨学生を内定する。

- 2 教育委員会は、奨学金の給付を内定したときは、教育委員会は奨学金受給者内定通知書(第3号様式)により奨学生に通知する。
- 3 前項の規定により奨学金受給者内定通知を受けた者は、大学等に合格したときは、速やかに大学等の合格を証明できる書類及び入学金等が明記された書類を教育委員会に提出しなければならない。
- 4 教育委員会は、提出された書類により奨学金の給付について審査し、給付を決定したときは、奨学金受給者決定通知書(第4号様式)により奨学生に通知する。
- 5 前項の規定により奨学金受給者決定通知を受けた者は、速やかに奨学金請求書兼振込先口座届出書(第5号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(中略)

(継続手続)

第8条 奨学生は、奨学金の給付を継続して受けようとする場合は、教育委員会が指定する日までに、奨学金継続申請書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しな

なければならない。

- (1) 大学等の成績を証明できる書類
- (2) 在学証明書又は学生証の写し
- (3) 生計を同一にしている同一世帯内で所得のある者全員の所得を証明できる書類の取得に関する同意書
- (4) 生計を同一にしている世帯全員の住民票の写しの取得に関する同意書
- (5) その他教育委員会が必要とする書類

2 教育委員会は、提出された書類により毎年度奨学金の給付の継続等について審議し、継続を決定したときは、奨学金継続受給者決定通知書\_\_\_\_\_により奨学生に通知する。

3 前項の規定により奨学金継続受給者決定通知を受けた者は、速やかに奨学金請求書兼振込先口座届出書\_\_\_\_\_を教育委員会に提出しなければならない。  
(異動の届出)

第9条 奨学生は次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに奨学金受給者届出事項変更届\_\_\_\_\_又は奨学金受給者(休学・復学・停学・転学・退学・除籍)届\_\_\_\_\_に、異動を証明できる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

なければならない。

- (1) 大学等の成績を証明できる書類
- (2) 在学証明書\_\_\_\_\_
- (3) \_\_\_\_\_同一世帯内で所得のある者全員の所得を証明できる書類\_\_\_\_\_
- (4) \_\_\_\_\_世帯全員の住民票の写し\_\_\_\_\_
- (5) その他教育委員会が必要とする書類

2 教育委員会は、提出された書類により毎年度奨学金の給付の継続等について審議し、継続を決定したときは、奨学金継続受給者決定通知書(第7号様式)により奨学生に通知する。

3 前項の規定により奨学金継続受給者決定通知を受けた者は、速やかに奨学金請求書兼振込先口座届出書(第5号様式)を教育委員会に提出しなければならない。  
(異動の届出)

第9条 奨学生は次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに奨学金受給者届出事項変更届(第8号様式)又は奨学金受給者(休学・復学・停学・転学・退学・除籍)届(第9号様式)に、異動を証明できる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(中略)

(給付額の変更)

第10条 教育委員会は、前条の届出等により給付額を変更すべき事由が生じたことを知ったときは、奨学金の給付額変更について審議し、給付額の変更が必要と認めた場合は、その旨決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による給付額の変更を決定したときは、奨学金給付額変更決定通知書\_\_\_\_\_により奨学生に通知するものとする。

(中略)

(給付の打切り)

第14条 教育委員会は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、奨学金の給付を打ち切ることができる。ただし、特段の事情がある場合には、給付を打ち切るか否かを、奨学金給付審査委員会の審議の上判断する。

(中略)

(中略)

(給付額の変更)

第10条 教育委員会は、前条の届出等により給付額を変更すべき事由が生じたことを知ったときは、奨学金の給付額変更について審議し、給付額の変更が必要と認めた場合は、その旨決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による給付額の変更を決定したときは、奨学金給付額変更決定通知書(第10号様式)により奨学生に通知するものとする。

(中略)

(給付の打切り)

第14条 教育委員会は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、奨学金の給付を打ち切ることができる。ただし、特段の事情がある場合には、給付を打ち切るか否かを、奨学金給付審査委員会の審議の上判断する。

(中略)

2 教育委員会は、前項の規定により給付の打ち切りを決定したときは、奨学金給付打ち切り通知書\_\_\_\_\_により本人に通知する。

(中略)

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、奨学金の給付に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(様式)

第17条 この規則の規定により必要とする書類の様式は、教育委員会が別に定める。

附 則(令和3年教委規則第7号)

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

附 則(令和5年教委規則第5号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年教委規則第●号)

この規則は、令和5年6月1日から施行する。

2 教育委員会は、前項の規定により給付の打ち切りを決定したときは、奨学金給付打ち切り通知書(第11号様式)により本人に通知する。

(中略)

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、奨学金の給付に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(様式)

附 則(令和3年教委規則第7号)

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

附 則(令和5年教委規則第5号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

(略)

